

令和3年1月21日（木）

○行政処分に関するお問い合わせ先

障害政策課施設利用支援係（内線2632）

○監査に関するお問い合わせ先

監査指導課特別検査監査係（内線2734）

障害福祉サービス事業者の行政処分について

障害福祉サービス事業者に監査を実施したところ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項第2号及び第9号に該当する事実が認められたため、本日、下記のとおり当該事業者の指定の一部の効力を6ヵ月間停止する行政処分を行い、当該事業者に行政処分を申し渡しました。

記

1 処分の内容

事業者の名称 : 株式会社プライム優信
事業者の所在地 : 群馬県太田市飯田町794番地5
事業所の名称 : プライム優信
事業所の所在地 : 群馬県太田市飯田町794番地5
サービスの種類 : 就労継続支援A型
指定年月日 : 令和元年6月1日
事業所番号 : 1010501011
処分の内容 : 指定の一部の効力の停止（6ヵ月）
停止期間中に新たな利用者の受入を禁止する。
停止期間 : 令和3年2月1日～令和3年7月31日まで

2 処分の理由となる事実

(1) 事業所従業者による利用者への虐待

令和元年12月19日に、事業所従業者により利用者に対して、人格尊重義務違反に該当する虐待が行われた。（障害者総合支援法第50条第1項第2号）

(2) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」における措置義務違反

事業所として、障害者虐待に関する職員研修が徹底されていなかった。また、障害者及びその家族からの苦情処理の体制の整備が行われていなかった。（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

(3) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」における通報義務違反

事業所として、従業者による利用者虐待を認識した際に、速やかに市町村へ通報を行わなかった。（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

